

JT-Q2962.1

広帯域ISDN(B-ISDN)

デジタル加入者線信号方式No.2(DSS2)  
呼/コネクション設定時のコネクション特性の交渉

Broadband ISDN (B-ISDN) Digital Subscriber Signalling  
System No.2 (DSS2) Connection Characteristics  
Negotiation During Call/Connection Establishment Phase

第2版

2000年4月20日制定

社団法人  
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、（社）情報通信技術委員会が著作権を保有しています。  
内容の一部又は全部を（社）情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、  
転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

< 参考 >

1．国際勧告等との関係

本標準は、1998年5月のITU-T SG11 会合において承認されたITU-T 勧告 Q.2962.1 に準拠したものである。

2．上記国際勧告等に対する追加項目等

2.1 オプション選択項目

なし。

2.2 ナショナルマター項目

なし。

2.3 その他

なし。

2.4 原勧告と章立ての構成比較

変更なし。

3．改版の履歴

版数	制定日	改版内容
第1版	1996年11月27日	制定
第2版	2000年4月20日	対応する国際標準の改版に伴う修正

4．工業所有権

本標準に関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧になれます。

5．注意事項

なし。

## 目 次

1 . 規定範囲 .....	1
2 . 参考文献 .....	1
3 . 定義 .....	1
4 . 略語 .....	1
5 . 概要 .....	1
6 . 運用上の要求条件 .....	2
6.1 サービス提供 / 取り消し .....	2
6.2 発側の網に対する要求条件 .....	2
6.3 着側の網に対する要求条件 .....	2
7 . プリミティブ定義と状態定義 .....	2
7.1 プリミティブ定義 .....	2
7.2 状態定義 .....	2
8 . コーディング要求条件 .....	2
8.1 メッセージ .....	2
8.1.1 JT-Q2931 <sup>[1]</sup> で規定されるメッセージへの変更 .....	2
8.2 情報要素 .....	4
8.2.1 代替ATMトラヒック記述子 [Alternative ATM traffic descriptor] .....	4
8.2.2 最小許容ATMトラヒック記述子 [Minimum acceptable ATM traffic descriptor] .....	5
9 . $S_B$ と $T_B$ が一致する参照点での信号手順 .....	5
9.1 発側インタフェースにおけるコネクション特性の交渉 .....	5
9.1.1 交渉要求 (発側インタフェース) .....	5
9.1.2 トラヒックパラメータ交渉手順 (発側インタフェース) .....	6
9.1.3 交渉受付 (発側インタフェース) .....	7
9.2 着側インタフェースにおけるコネクション特性の交渉 .....	7
9.2.1 交渉要求 (着側インタフェース) .....	7
9.2.2 トラヒックパラメータ交渉手順 (着側インタフェース) .....	7
9.2.3 交渉確認 (着側インタフェース) .....	8
10 . 私設B-ISDNsとのインタワーキングのための $T_B$ 参照点における手順 .....	8
11 . 他網とのインタワーキング .....	8
12 . 付加サービスとの相互作用 .....	8
13 . パラメータ値 .....	8
14 . 動作記述 (SDLs) .....	8
付録I 呼/コネクション設定時のトラヒックパラメータ交渉手順のメッセージフローダイアグラム .....	9
付録II 情報要素動作指示の使用法のガイドライン .....	10

## 1 . 規定範囲

本標準は、広帯域ISDN (B-ISDN) の $T_B$ 参照点または $S_B$ と $T_B$ が一致する参照点 (JT-I413<sup>[5]</sup>において定義) における、デジタル加入者線信号方式NO.2 (DSS2) によるコネクション特性の交渉手順を規定する。

本標準は、基本呼 / コネクション制御に関するJT-Q2931<sup>[1]</sup>およびJT-Q2961.1<sup>[4]</sup>で規定されるトラヒックパラメータの交渉のためのシグナリングプロトコルを規定する。また、本標準で記述される能力は、JT-Q2971<sup>[2]</sup>で規定されるポイント・マルチポイント呼 / コネクションの最初のパーティのためのコネクション特性の交渉に対しても適用可能である。本標準で記述される能力は、呼 / コネクション設定時のみ適用可能である。

本標準はDSS2関連TTC標準群の一部である。本標準は、JT-Q2931<sup>[1]</sup>、JT-Q2961.1<sup>[4]</sup>およびJT-Q2971<sup>[2]</sup>に対する拡張を規定しており、それらに含まれる状態、情報要素、メッセージおよび手順は再掲されず、トラヒックパラメータ交渉に関する拡張のみ規定する。

## 2 . 参考文献

以下のTTC標準とその他の参考文献は、本標準中で参照されることにより本標準の規定の一部を構成する。ここでは、本標準が制定された時点での有効な版数を示しているが、すべての標準や勧告および参考文献は改訂されうる。そのため、本標準の利用者は、以下に示した参考文献の最新版を参照すべきである。現在の有効なTTC標準およびITU-T勧告の一覧は正式に出版されている。

- [1] TTC標準JT-Q2931 : 広帯域ISDN(B-ISDN)ユーザ・網インタフェース レイヤ3仕様 基本呼 / コネクション制御
- [2] TTC標準JT-Q2971 : 広帯域ISDN(B-ISDN)デジタル加入者線信号方式 NO.2 (DSS2) ユーザ・網インタフェース レイヤ3仕様 ポイント・マルチポイント呼 / コネクション制御
- [3] ITU-T勧告I.327 : B-ISDN Functional Architecture
- [4] TTC標準JT-Q2961.1 : 広帯域ISDN(B-ISDN)デジタル加入者線信号方式NO.2 (DSS2)追加トラヒックパラメータ
- [5] TTC標準JT-I413 : 広帯域ISDNユーザ・網インタフェース規定点及びインタフェース構造

## 3 . 定義

本標準の目的のため、JT-Q2931<sup>[1]</sup> 付属資料Jが適用される。

## 4 . 略語

本標準は以下の略語を使用する。

ATM	Asynchronous Transfer Mode	非同期転送モード
B-ISDN	Broadband Integrated Services Digital Network	広帯域ISDN
CLP	Cell Loss Priority	セル損失優先順位
DSS2	Digital Subscriber Signalling System No.2	デジタル加入者線信号方式 NO.2
OAM	Operations, Administration and Maintenance	OAM

## 5 . 概要

本標準は、ポイント・ポイント呼 / コネクションまたはポイント・マルチポイント呼 / コネクションの最初のパーティのための、コネクション特性の交渉のシグナリングプロトコルを規定する。交渉の能力は、呼 / コネクション設定時のみ適用可能である。特に、以下の能力が規定される。

- 代替ATMトラヒック記述子を用いたコネクション特性の組み合わせの交渉
- 最小許容ATMトラヒック記述子を用いた個々のトラヒックパラメータの交渉

代替ATMトラヒック記述子情報要素の使用に関しては、情報要素のパラメータ全体が交渉指定の対象として扱われる。これに対して最小許容ATMトラヒック記述子情報要素は、それぞれの値の選択に関して、個々のパラメータ値の範囲指定が可能である。代替ATMトラヒック記述子が用いられても、最小許容ATMトラヒック記述子情報要素を用いた場合でも、任意の関連のあるトラヒックパラメータの交渉が許容される。(すなわち、ピークセルレート、サステナブ

ルセルレート、最大バーストサイズパラメータは、そのコネクシオンで実際に使用されるATM転送能力に依存する。)

## 6 . 運用上の要求条件

### 6.1 サービス提供 / 取り消し

本標準に記述された手順の提供は、ユーザおよび網のオプションである。本標準の手順が実装される場合、発側において、本標準の手順はサービス対象ユーザに対する契約オプションとして提供されても良い。

### 6.2 発側の網に対する要求条件

6.1節参照。

### 6.3 着側の網に対する要求条件

6.1節参照。

## 7 . プリミティブ定義と状態定義

### 7.1 プリミティブ定義

JT-Q2931<sup>[1]</sup>の8章が適用される。

### 7.2 状態定義

JT-Q2931<sup>[1]</sup>およびJT-Q2971<sup>[2]</sup>で規定される状態に追加される状態は無い。

## 8 . コーディング要求条件

### 8.1 メッセージ

メッセージ構成、機能の定義、および情報内容は、JT-Q2931<sup>[1]</sup>の3章によって与えられる規則に従って規定される。

#### 8.1.1 JT-Q2931<sup>[1]</sup>で規定されるメッセージへの変更

表8-1 / JT-Q2962.1に、呼 / コネクシオン設定時のコネクシオン特性交渉をサポートするために内容が変更されるJT-Q2931<sup>[1]</sup>のメッセージを示す。

表8-1 / JT-Q2962.1  
(ITU-T Q.2962.1)  
変更されるJT-Q2931<sup>[1]</sup>メッセージ

メッセージ	参照
呼設定(SETUP)	8.1.1.1
応答(CONNect)	8.1.1.2

#### 8.1.1.1 「呼設定」 (SETUP)

本メッセージは、B-ISDN呼 / コネクション設定を開始するために、発信ユーザから網、および網から着信ユーザへ送信される。表3-8 / JT-Q2931<sup>[1]</sup>および表8-1 / JT-Q2961.1<sup>[4]</sup>に示されるメッセージ構成への追加を表8-2 / JT-Q2962.1に示す。

表8-2 / JT-Q2962.1  
(ITU-T Q.2962.1)  
「呼設定」 (SETUP) メッセージ追加内容

メッセージ種別： 呼設定  
定義区間： グローバル  
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
代替ATMトラヒック記述子	8.2.1	両方向	O (注1)	4 ~ 28
最小許容ATMトラヒック記述子	8.2.2	両方向	O (注1)	4 ~ 28

注1：トラヒックパラメータが交渉可能である場合、代替ATMトラヒック記述子情報要素または最小許容ATMトラヒック記述子情報要素のどちらか一方のみが、「呼設定」 (SETUP) メッセージに含まれなければならない。

#### 8.1.1.2 「応答」 (CONNect)

本メッセージは、着信ユーザが呼 / コネクションを受け付けたことを通知するために、着信ユーザから網、および網から発信ユーザへ送信される。表3-4 / JT-Q2931<sup>[1]</sup>および表8-1 / JT-Q2961.1<sup>[4]</sup>に示されるメッセージ構成への追加を表8-3 / JT-Q2962.1に示す。

表8-3 / JT-Q2962.1  
(ITU-T Q.2962.1)  
「応答」 (CONNect) メッセージ追加内容

メッセージ種別： 応答  
定義区間： グローバル  
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
ATMトラヒック記述子	JT-Q2931 <sup>[1]</sup> 4.5.6 JT-Q2961.1 <sup>[4]</sup> 8.2.1	両方向	O (注1)	4 ~ 30

注1：「呼設定」 (SETUP) メッセージに1つまたはそれ以上の交渉可能なトラヒックパラメータが含まれていた場合、呼 / コネクションに割り当てられたトラヒックパラメータ値を表示するために、本情報要素は本メッセージに含まれる。

## 8.2 情報要素

### 8.2.1 代替ATMトラフィック記述子 [Alternative ATM traffic descriptor]

代替ATMトラフィック記述子情報要素の目的は、呼 / コネクション設定時におけるトラフィックパラメータの交渉のために、代替ATMトラフィック記述子を指定することである。

代替ATMトラフィック記述子情報要素は、図8-1 / JT-Q2962.1に示すようにコード化される。本情報要素の最大長は、28オクテットである。

ビット							オクテット
8	7	6	5	4	3	2	1
代替ATMトラフィック記述子							
1	0	0	0	0	0	1	0
情報要素識別子							
1			情報要素動作指示フィールド				
拡張	コーディング標準	フラグ	予約済	情報要素動作内容			
代替ATMトラフィック記述子内容長							
以降の内容は、図4-13 / JT-Q2931 <sup>[1]</sup> および図1 / JT-Q2961.1 <sup>[4]</sup> と同様である。(注)							
							5*
							16*

(注) 図1/JT-Q2961.1<sup>[4]</sup>のオクテットグループ17(トラフィック管理オプション)は適用されない。

図8-1 / JT-Q2962.1

(ITU-T Q.2962.1)

代替ATMトラフィック記述子情報要素

代替ATMトラフィック記述子情報要素は、指定されたATM転送能力のためのATMトラフィック記述子情報要素として許容される、トラフィックパラメータの任意の組み合わせを有することが可能である。1つの「呼設定」(SETUP)メッセージにおいて、これら2つの情報要素で指定されるトラフィックパラメータの組み合わせは異なってもよい。代替帯域の要求値は、ATMトラフィック記述子情報要素で指定される要求帯域より小さくなければならない。



### 8.2.2 最小許容ATMトラフィック記述子 [Minimum acceptable ATM traffic descriptor]

最小許容ATMトラフィック記述子情報要素の目的は、呼 / コネクション設定時におけるトラフィックパラメータの交渉のために、最小許容ATMトラフィックパラメータを指定することである。最小許容ATMトラフィックパラメータは、ユーザがその呼 / コネクションに対し許容する最小の値である。

最小許容ATMトラフィック記述子情報要素は、図8-2 / JT-Q2962.1に示すようにコード化される。本情報要素の最大長は、28オクテットである。

ビット							オクテット	
8	7	6	5	4	3	2	1	
最小許容ATMトラフィック記述子								
1	0	0	0	0	0	0	1	1
情報要素識別子								
1			情報要素動作指示フィールド					2
拡張	コーディング標準	フラグ	予約済	情報要素動作内容				
最小許容ATMトラフィック記述子内容長								3
								4
								5*
以下のオクテットはATMトラフィック記述子情報要素(図4-13 / JT-Q2931 <sup>[1]</sup> 、および図1 / JT-Q2961.1 <sup>[4]</sup> と同様である。(注))								16*

(注) 図1/JT-Q2961.1<sup>[4]</sup>のオクテットグループ17(トラフィック管理オプション)は適用されない。

図8-2 / JT-Q2962.1

(ITU-T Q.2962.1)

#### 最小許容ATMトラフィック記述子情報要素

「呼設定」(SETUP)メッセージにおいて、トラフィックパラメータ(すなわち、順方向ピークセルレート(CLP=0)、順方向ピークセルレート(CLP=0+1)、逆方向ピークセルレート(CLP=0)、または逆方向ピークセルレート(CLP=0+1)、順方向サステナブルセルレート(CLP=0+1)、順方向サステナブルセルレート(CLP=0)、逆方向サステナブルセルレート(CLP=0+1)、逆方向サステナブルセルレート(CLP=0)、順方向最大バーストサイズ(CLP=0+1)、順方向最大バーストサイズ(CLP=0)、逆方向最大バーストサイズ(CLP=0+1)、逆方向最大バーストサイズ(CLP=0))は、「呼設定」(SETUP)メッセージのATMトラフィック記述子情報要素に対応するトラフィックパラメータが存在する場合のみ、最小許容ATMトラフィック記述子情報要素に含まれてもよい。(例えば、「呼設定」(SETUP)メッセージのATMトラフィック記述子情報要素に順方向ピークセルレート(CLP=0)が存在しない場合、「呼設定」(SETUP)メッセージの最小許容ATMトラフィック記述子情報要素に順方向ピークセルレート(CLP=0)を含める事はできない。)

## 9 . S<sub>B</sub>とT<sub>B</sub>が一致する参照点での信号手順

### 9.1 発側インタフェースにおけるコネクション特性の交渉

#### 9.1.1 交渉要求 (発側インタフェース)

ユーザは、「呼設定」(SETUP)メッセージの中にATMトラフィック記述子情報要素に加えて、最小許容ATMトラフィック記述子情報要素または代替ATMトラフィック記述子情報要素のどちらか一方のみを含めることにより、コネクション特性の交渉を始める。代替ATMトラフィック記述子情報要素の使用に関しては、情報要素のパラメータ全体が交渉指定の対象として扱われる。これに対して最小許容ATMトラフィック記述子情報要素では個々のパラメータ値の範囲指定が可能である。最小許容ATMトラフィック記述子情報要素が使用される場合、指定される各々のト

ラヒックパラメータの値は、ATMトラヒック記述子情報要素中で指定される対応するトラヒックパラメータの値より小さくならない。

ポイント・マルチポイント手順が提供される場合、ユーザはポイント・マルチポイント呼の最初のパーティに対して交渉を開始してもよい。ユーザは、交渉を開始した場合、リンク状態が「通信中」状態になるまでは「パーティ追加」(ADD PARTY)メッセージを送信することはできない。「呼設定」(SETUP)メッセージが最小許容ATMトラヒック記述子情報要素または代替ATMトラヒック記述子情報要素を含んでいた呼に対して、「呼出通知」状態で「パーティ追加」(ADD PARTY)メッセージが受信された場合、理由表示#111 “その他の手順誤りクラス” を表示する理由表示情報要素を含む「パーティ追加拒否」(ADD PARTY REJ)メッセージが、応答として送信されなければならない。

#### 9.1.2 トラヒックパラメータ交渉手順（発側インタフェース）

網は、最小許容ATMトラヒック記述子および代替ATMトラヒック記述子情報要素の両方が「呼設定」(SETUP)メッセージに存在する場合、その呼を5.4.2/JT-Q2931<sup>[1]</sup>で規定される手順に従い、理由表示#73 “トラヒックパラメータの組み合わせが未提供” を用いて拒否しなければならない。

網は、代替ATMトラヒック記述子情報要素または最小許容ATMトラヒック記述子情報要素のパラメータが、それぞれ8.2.1節または8.2.2節で規定される組み合わせに従わない場合、これらの情報要素を5.6.8節 / JT-Q2931<sup>[1]</sup>で規定される手順に従い、内容エラーを伴う非必須情報要素として扱わなければならない。

網は、最小許容ATMトラヒック記述子情報要素が「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれ、かつ、網がATMトラヒック記述子情報要素で指定されるトラヒックパラメータ値を提供することができる場合、ATMトラヒック記述子情報要素および最小許容ATMトラヒック記述子情報要素の両方を伴い、呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。

網は、代替ATMトラヒック記述子情報要素が「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれ、かつ、網がATMトラヒック記述子情報要素で指定されるトラヒックパラメータ値を提供ことができ、かつ、網が代替ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるトラヒックパラメータ値を提供することができる場合、ATMトラヒック記述子情報要素および代替ATMトラヒック記述子情報要素の両方を伴い、呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。

網は、代替ATMトラヒック記述子情報要素が「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれ、かつ、網がATMトラヒック記述子情報要素で指定されるトラヒックパラメータ値を提供ことができ、かつ、網が代替ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるトラヒックパラメータ値を提供することができない場合、ATMトラヒック記述子情報要素を伴い、代替ATMトラヒック記述子情報要素を伴わず、呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。

網は、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるいくつかのトラヒックパラメータの値を提供することができない場合で、かつ、「呼設定」(SETUP)メッセージに最小許容ATMトラヒック記述子情報要素が含まれる場合、9.1.2.1節の手順を適用しなければならない。

網は、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるいくつかのトラヒックパラメータの値を提供することができない場合で、かつ、「呼設定」(SETUP)メッセージに代替ATMトラヒック記述子情報要素が含まれる場合、9.1.2.2節の手順を適用しなければならない。

OAMトラヒック記述子情報要素が「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる場合、OAMフローへの帯域の割り当ては、「応答」(CONN)メッセージで指定される合意されたATMトラヒック記述子に基づく。OAMフローの割り当ては双方向であるので（表4-22 / JT-Q2931<sup>[1]</sup>の注2を参照）、ある方向の利用可能なユーザセルレートはそれとは逆方向の帯域の交渉結果に影響され得る。

##### 9.1.2.1 最小許容ATMトラヒックパラメータ交渉

網は、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるいくつかのトラヒックパラメータの値を提供することができず、かつ、少なくとも最小許容ATMトラヒック記述子情報要素中の対応するトラヒックパラメータの値を提供することができる場合、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるトラヒックパラメータの値を修正した後、呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。なお、修正したパラメータ値は少なくとも対応する最小許容値を満足しなければならない。網は、最小許容ATMトラヒック記述子情報要素中に修正されたATMトラヒック

ク記述子情報要素の対応するパラメータより小さいパラメータがある場合、修正されたATMトラヒック記述子情報要素に加えて、全てのそのようなパラメータを含む最小許容ATMトラヒック記述子情報要素を伴い、呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。さもなければ、網は、修正されたATMトラヒック記述子情報要素を伴い、最小許容ATMトラヒック記述子情報要素を伴わず、呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。

網は、最小許容ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるトラヒックパラメータの値に、提供できないトラヒックパラメータの値が一つでも含まれる場合、JT-Q2931<sup>[1]</sup>の5.4.2節に規定される手順に従い、理由表示#37“ ユーザセルレート利用不可 ”を用いて呼/コネクション設定要求を拒否しなければならない。

#### 9.1.2.2 代替ATMトラヒックパラメータ交渉

網は、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるATMトラヒック記述子を提供することができない場合で、かつ、代替ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるATMトラヒック記述子を提供することができる場合、ATMトラヒック記述子として代替ATMトラヒック記述子情報要素の内容を使用し、呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。

網は、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるATMトラヒック記述子および代替ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるATMトラヒック記述子のどちらも提供することができない場合、JT-Q2931<sup>[1]</sup>の5.4.2節に規定される手順に従い、理由表示#37“ ユーザセルレート利用不可 ”を用いて呼/コネクション設定要求を拒否しなければならない。

#### 9.1.3 交渉受付（発側インタフェース）

網は、要求が受け付けられた表示を受信した場合、発ユーザに対し「応答」(CONN)メッセージを送信し、「通信中」状態に遷移しなければならない。発ユーザへ送信される「応答」(CONN)メッセージは、そのコネクションに最終的に割り当てられたトラヒックパラメータの値を指定するATMトラヒック記述子情報要素を含まなければならない。

ATMトラヒック記述子情報要素が「応答」(CONN)メッセージに含まれない場合、「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれていたATMトラヒック記述子情報要素で指定されるコネクション特性が適用されなければならない。

### 9.2 着側インタフェースにおけるコネクション特性の交渉

#### 9.2.1 交渉要求（着側インタフェース）

網は、トラヒックパラメータが交渉可能である場合、ATMトラヒック記述子情報要素に加えて、最小許容ATMトラヒック記述子情報要素または代替ATMトラヒック記述子情報要素のどちらか一方のみを含む「呼設定」(SETUP)メッセージを送信しなければならない。

#### 9.2.2 トラヒックパラメータ交渉手順（着側インタフェース）

ユーザは、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるコネクション特性を提供することができる場合、呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。

ユーザは、ATMトラヒック記述子情報要素中に指定されるいくつかのトラヒックパラメータの値を提供することができない場合で、かつ、「呼設定」(SETUP)メッセージに最小許容ATMトラヒック記述子情報要素が含まれる場合、9.2.2.1節の手順を適用しなければならない。

ユーザは、ATMトラヒック記述子情報要素中に指定されるATMトラヒック記述子を提供することができない場合で、かつ、「呼設定」(SETUP)メッセージに代替ATMトラヒック記述子情報要素が含まれる場合、9.2.2.2節の手順を適用しなければならない。

OAMトラヒック記述子情報要素が「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる場合、OAMフローへの帯域の割り当ては、「応答」(CONN)メッセージで指定される合意されたATMトラヒック記述子に基づく。OAMフローの割り当ては双方向であるので(表4-22 / JT-Q2931<sup>[1]</sup>の注2を参照)、ある方向の利用可能なユーザセルレートはそれとは逆方向の帯域の交渉結果に影響され得る。

#### 9.2.2.1 最小許容ATMトラヒックパラメータ交渉

ユーザは、ATMトラヒック記述子情報要素中で指定されるいくつかのトラヒックパラメータの値を提供することができず、かつ、少なくとも最小許容ATMトラヒック記述子情報要素中の対応するトラヒックパラメータの値を提供することができる場合、呼/コネクション設定要求

の処理を進めなければならない。

ユーザは、最小許容ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるトラヒックパラメータの値に、提供できないトラヒックパラメータの値が一つでも含まれる場合、JT-Q2931<sup>[1]</sup> の5.4.2節に規定される手順により理由表示#47 “その他のリソース使用不可クラス” を用いて、呼/コネクション設定要求を拒否しなければならない。

#### 9.2.2.2 代替ATMトラヒックパラメータ交渉

ユーザは、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるATMトラヒック記述子を提供することができない場合で、かつ、代替ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるATMトラヒック記述子を提供することができる場合、代替ATMトラヒック記述子情報要素にもとづき呼/コネクション設定要求の処理を進めなければならない。

ユーザは、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるATMトラヒック記述子および代替ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるATMトラヒック記述子のどちらも提供することができない場合、JT-Q2931<sup>[1]</sup> の5.4.2節に規定される手順により、理由表示#47 “その他のリソース使用不可クラス” を用いて呼/コネクション設定要求を拒否しなければならない。

#### 9.2.3 交渉確認（着側インタフェース）

ユーザは、「呼設定」(SETUP)メッセージを受信し、呼/コネクション設定要求を受け入れる場合、「応答」(CONN)メッセージにより応答し適切な状態に遷移する。ユーザによって送信されるメッセージは、交渉の結果として受け付けたコネクション特性を指定するATMトラヒック記述子情報要素を含まなければならない。最小許容ATMトラヒックパラメータ交渉が行われた場合は、「応答」(CONN)メッセージに含まれるATMトラヒック記述子情報要素のパラメータの組合せは「呼設定」(SETUP)メッセージで受信したATMトラヒック記述子情報要素のパラメータの組合せと同じでなければならない。代替ATMトラヒックパラメータ交渉が行われ、代替ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるコネクション特性が適用される場合は、「応答」(CONN)メッセージに含まれるATMトラヒック記述子情報要素の内容は代替ATMトラヒック記述子情報要素の内容と同じでなければならない。

ATMトラヒック記述子情報要素が「応答」(CONN)メッセージに含まれない場合、「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれていたATMトラヒック記述子情報要素で指定されたコネクション特性が適用されなければならない。

(TTC注：本標準をサポートしていない着ユーザに対して本標準の手順が適用された場合で、着ユーザが、ATMトラヒック記述子情報要素で指定されるコネクション特性を提供でき、着呼を受け付ける場合は、コネクション特性の交渉結果としてのATMトラヒック記述子情報要素は含まれない「応答」(CONN)メッセージが返送される。しかし、その場合でも呼設定が正常に行えるように、上記の規定がされている。)

ユーザは、呼/コネクション設定要求を拒否する場合、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信し、「空」状態に遷移する。

### 10．私設B-ISDNsとのインタワーキングのためのT<sub>B</sub>参照点における手順

9章の手順が適用される。

#### 11．他網とのインタワーキング

交渉手順は他網とのインタワーキング点で終端される。インタワーキングユニットは、インタワーキングを行うためのATMトラヒック記述子を適用する手段として、9.2節の手順を適用することができる。

#### 12．付加サービスとの相互作用

付加サービスとの相互作用はない。

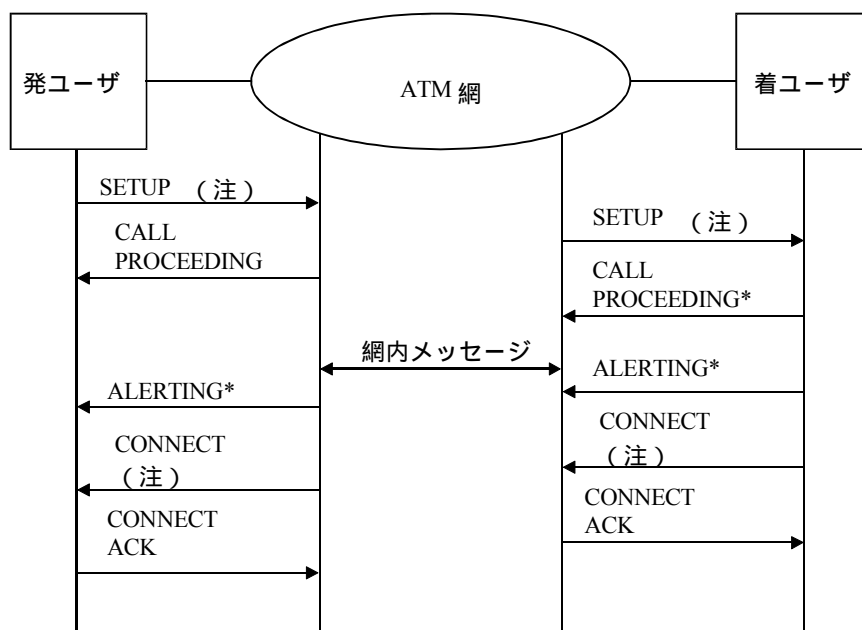
#### 13．パラメータ値

追加規定なし。

#### 14．動作記述 (SDLs)

追加規定なし。

付録I 呼/コネクション設定時のトラヒックパラメータ交渉手順のメッセージフローダイアグラム  
(JT-Q2962.1に対する)



\* : オプションメッセージ

注 : 交渉手順では、追加情報要素が含まれる。

付図 I-1 / JT-Q2962.1

(ITU-T Q.2962.1)

トラヒックパラメータの交渉を伴うATM呼/コネクション設定

## 付録II 情報要素動作指示の使用方法的ガイドライン (JT-Q2962.1に対する)

代替ATMトラヒック記述子情報要素および最小許容ATMトラヒック記述子情報要素の情報要素動作指示は、“情報要素廃棄、処理継続および状態報告”を指定することが推奨される。

第2版 作成協力者(2000年1月25日)

第二部門委員会

委員長	岡田 忠信	日本電信電話(株)
副委員長	竹之内 雅生	KDD(株)
副委員長	見持 博之	(株)日立製作所
委員	山越 豊彦	東京通信ネットワーク(株)
委員	貝山 明	NTT移動通信網(株)
委員	森 文男	(株)エヌ・ティ・ティ・データ
委員	萩原 啓司	住友電気工業(株)
委員	柳田 達哉	ノーテル ネットワークス(株)
委員	稲見 任	富士通(株)
委員	田中 信吾	(財)電気通信端末機器審査協会
委員	青柳 慎一	WG2-1委員長・日本電信電話(株)
委員	加藤 周平	WG2-1副委員長・沖電気工業(株)
委員	飛田 康夫	WG2-1副委員長・三菱電機(株)
委員	小林 敏晴	WG2-2委員長・KDD(株)
委員	保村 英幸	WG2-2副委員長・西日本電信電話(株)
委員	河合 淳夫	WG2-3委員長・(株)日立製作所
委員	杉山 秀紀	WG2-3副委員長・日本アイ・ピー・エム(株)
委員	富久田 孝雄	WG2-3副委員長・日本電気(株)
委員	三浦 章	WG2-4委員長・日本電信電話(株)
委員	松田 雅之	WG2-4副委員長・KDD(株)
委員	竹内 宏則	WG2-4副委員長・松下通信工業(株)
委員	三宅 功	WG2-5委員長・日本電信電話(株)
委員	加藤 聰彦	WG2-5副委員長・KDD(株)
委員	中牧 恭一	WG2-5副委員長・沖電気工業(株)
委員	前田 洋一	WG2-B-ISDN委員長・日本電信電話(株)

(注) WG2-xx : 第二部門委員会 第xx(xx特別)専門委員会

第二部門委員会 第二専門委員会

委員長	小林 敏晴	KDD (株)
副委員長	保村 英幸	西日本電信電話(株)
委員	岩崎 茂	KDD (株)
委員	岸本 淳一	第二電電(株)
委員	古澤 正孝	東京通信ネットワーク(株)
委員	野口 崇	日本テレコム(株)
委員	大羽 巧	日本電信電話(株)
委員	小池田 寛士	大阪メディアポート(株)
委員	羽田野 浩	東日本電信電話(株)
委員	吉田 浩和	安藤電気(株)
委員	長島 芳信	アンリツ(株)
委員	一條 輝城	岩崎通信機(株)
委員	北畠 好章	沖電気工業(株)
委員	浅井 和義	神田通信工業(株)
委員	椿原 一志	キヤノン(株)
委員	中尾 孝夫	シャープ(株)
委員	甲斐 雄介	住友電気工業(株)
委員	墨 豊	(株)大興電機製作所
委員	猿渡 圭介	(株)田村電機製作所
委員	猪澤 隆広	(株)東芝
委員	山田 章治	東洋通信機(株)
委員	船橋 好一	日本アイ・ピー・エム(株)
特別専門委員	上田 達人	SWG1リーダ・日本電気(株)
委員	雨宮 孝	SWG3リーダ・日本電気(株)
委員	中島 巳範	日本ユニシス(株)
委員	柳田 達哉	ノーテル ネットワークス(株)
委員	寺田 祐二	(株)日立製作所
委員	山崎 貞二	(株)日立テレコムテクノロジー
委員	小松 潔	富士通(株)
委員	石塚 利之	松下通信工業(株)
委員	高木 健次	松下電器産業(株)
委員	高瀬 譲	松下電送システム(株)
委員	武田 博	三菱電機(株)
委員	大橋 正典	ヤマハ(株)
委員	並川 将典	(株)リコー
委員	今井 尚雄	(株)アルファシステムズ
委員	小林 詠史	(財)電気通信端末機器審査協会
事務局	中村 剛万	TTC第2技術部



J T - Q 2 9 6 2 . 1 検討グループ ( S W G 3 )

リーダー	雨宮 孝	日本電気(株)
サブリーダー	大羽 巧	日本電信電話(株)
サブリーダー	北畠 好章	沖電気工業(株)
特別専門委員	松本 修	K D D (株)
特別専門委員	曾根 太郎	第二電電(株)
特別専門委員	大薄 智樹	東京通信ネットワーク(株)
特別専門委員	山田 尚	日本電信電話(株)
委員	小池田 寛士	大阪メディアポート(株)
特別専門委員	佐尾 英博	西日本電信電話(株)
委員	長島 芳信	アンリツ(株)
特別専門委員	藤沢 信利	岩崎通信機(株)
委員	椿原 一志	キヤノン(株)
委員	中尾 孝夫	シャープ(株)
委員	甲斐 雄介	住友電気工業(株)
委員	墨 豊	(株)大興電機製作所
特別専門委員	大谷 克巳	(株)日立製作所
特別専門委員	北野 隆	富士通(株)
特別専門委員	田中 健太郎	三菱電機(株)
特別専門委員	岩崎 司	(株)リコー